○北陸地方整備局告示第二十一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年北陸地方整備局告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。			新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。		
別表			別表		
一　占用料			一　占用料		
占用区分	単位	金額	占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	九十五円	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	九十五円
漁業用施設		七十円	漁業用施設		七十円
その他		九十五円	その他		九十五円
（略）			（略）		
二　（略）			二　（略）		

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○中部地方整備局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

第１　起業者の名称　静岡県

第２　事業の種類　主要地方道掛川浜岡線改築工事（小笠バイパス）

第３　起業地

１　収用の部分　静岡県菊川市高橋字上竹、字上壱町田、字佐栗谷地内

２　使用の部分　静岡県菊川市高橋字上竹、字上壱町田、字佐栗谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「主要地方道掛川浜岡線改築工事（小笠バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、静岡県菊川市高橋字中山地内から同市高橋字佐栗谷地内までの延長1.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である静岡県は、主要地方道掛川浜岡線（以下「本路線」という。）を道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしていること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

本路線は、静岡県掛川市を起点とし、菊川市を経由して御前崎市に至る延長約27.9kmの主要地方道であり、菊川市の南北を結ぶ動脈としての役割を担い、地域住民の通勤通学、買物等の日常生活を支えるとともに、第一東海自動車道菊川インターチェンジへのアクセス道路となっており、広域的な道路ネットワークと物流・生産拠点等を結ぶ地域経済にとって大変重要な路線である。

さらに、本路線は第１次緊急輸送路として広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなすものとして計画されてお